

令和8年度 第1回

南アルプス市国民健康保険運営協議会 資料

日 時 令和8年7月21日（火） 午後7時

場 所 南アルプス市役所 新館地階第1会議室

南アルプス市国民健康保険運営協議会

国民健康保険運営協議会について

国民健康保険運営協議会とは

国民健康保険の運営に関し、必要な意見の交換や調査、審議、市町村長への意見の具申等を行うために国民健康保険法の規定により市町村に設けられた機関です。平成30年度の法改正により、都道府県にも同様に国民健康保険運営協議会が設けられました。

協議会で審議する内容

国民健康保険の運営に関する事項のうち、保険給付、保険税の徴収、その他の市町村が処理することとされている事務に関する重要事項について、関係者により審議します。

運営協議会は、地方自治法で規定する地方公共団体の附属機関であり、市町村長の諮問機関にあたります。したがって、国保事業の運営に関する重要事項について市町村長は運営協議会に諮問し、運営協議会は審議した結果を答申して、市町村長の判断のための意見を提供する役割を果たします。

なお、運営協議会は市町村長からの諮問のない事項についても、自発的に勧告、建議等を行うことができるとされています。

組織・人数

協議会の組織は、国民健康保険法施行令の規定により、①被保険者の代表、②保険医又は保険薬剤師の代表、③公益代表で組織し、①と②と③の人数は同数とされ、協議会の定数は条例で定めることとされています。

南アルプス市の委員定数は、市国民健康保険条例で、①被保険者代表、②保険医又は保険薬剤師代表、③公益代表のそれぞれの委員が6人ずつ、被用者保険等保険者代表の委員が1人の、合計19人と定めています。

公益代表は、中立的な立場で一般の利益を代表すると認められる方、いわゆる学識経験者の方をお願いをしています。国民健康保険の被保険者であるか否かは問いません。

また、協議会には会長1人と会長代理を置くこととされており、公益代表の中から、全委員の選挙で選任することとされています。

報酬

協議会の委員は、市の非常勤の特別職の職員となり、「南アルプス市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の規定に基づく既定の報酬が支払われます。

なお、会議は、各年度で2回程度の開催を予定しております。

任期

委員の任期は、国民健康保険法施行令により、3年と規定されています。

第11期の本市協議会の任期は、令和7月6月1日から令和10年5月31日までの3年間となります。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間となります。

1 国民健康保険運営協議会に関する法令

○国民健康保険法（抜粋）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

- 第十一条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第八十二条の二第一項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第四章の規定による保険給付、第七十六条第一項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、**市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。**
- 3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第一項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。
- 4 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

○国民健康保険法施行令（抜粋）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織）

- 第二条 法第十一条第一項に定める協議会（第五項において「都道府県協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。）を代表する委員をもつて組織する。
- 2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の二分の一以上当該数以内の数とする。
- 3 法第十一条第二項に定める協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）は、**被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。**
- 4 **市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。**

5 都道府県協議会及び市町村協議会（次条及び第四条第一項において「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。

（委員の任期）

第三条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第四条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

2 国民健康保険運営協議会に関する市の条例・規則

●南アルプス市国民健康保険条例（抜粋）

（市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数）

第2条 市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次に定めるところによる。

（1）被保険者を代表する委員 6人

（2）保険医又は保険薬剤師を代表する委員 6人

（3）公益を代表する委員 6人

（4）被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第7条第3項に規定する被用者保険等保険者をいう。）を代表する委員 1人

（委任）

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

●南アルプス市国民健康保険運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、南アルプス市国民健康保険条例（平成15年南アルプス市条例第144号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、南アルプス市国民健康保険運営協議会（条例第2条に規定する市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会をいう。以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 一部負担金の負担割合に関する事項
- (2) 国民健康保険税の賦課方法に関する事項
- (3) 保険給付の種類及び内容の変更に関する事項
- (4) 診療所の設置及び廃止に関する事項
- (5) 保健事業の実施に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が国民健康保険事業の運営上重要なものと認める事項

(委員の委嘱等)

第3条 **協議会の委員は、市長が委嘱する。**

- 2 委員は、辞職しようとするときは、市長に申し出なければならない。

(会長及び副会長)

第4条 **協議会に会長及び副会長を置く。**

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員定数の過半数の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書記)

第6条 協議会に書記を置き、市の職員のうちから市長が任命する。

- 2 書記は、会長の指揮を受け、協議会の庶務に従事する。

(会議録)

第7条 会長は、会議録を作成しなければならない。

- 2 会長は、会議の結果を、市長に報告しなければならない。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月23日規則第9号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

第11期南アルプス市国民健康保険運営協議会委員名簿

○委員の定数 19名

(被保険者代表 6名、公益代表 6名、保険医及び薬剤師代表 6名、被用者保険等保険者代表1名)

○任期 令和7年6月1日～令和10年5月31日(3年)

職 名	氏名(敬称略)	就任(当初)	期	
被保険者代表	ほさか よしかず 保坂 佳一	令和7年6月1日	1	被保険者(八田地区)
	つかはら ひでき 塚原 秀樹	令和7年6月1日	1	被保険者(白根地区)
	ないとう まさこ 内藤 昌子	令和4年6月1日	2	被保険者(芦安地区)
	うみの まゆみ 海野 まゆみ	令和4年6月1日	2	被保険者(若草地区)
	すぎやま す み え 杉山 寿美江	令和4年6月1日	2	被保険者(楡形地区)
	ほさか しげとし 保坂 重敏	令和7年6月1日	1	被保険者(甲西地区)
公益代表	いのうえ ひろみ 井上 洋美	令和7年6月1日	1	民生委員八田地区
	くぬぎ ひでき 功刀 秀樹	令和元年6月1日	3	民生委員芦安地区
	じんぐうじ やすこ 神宮司 泰子	令和8年7月21日	1	愛育会会長
	おりい さゆり 折居 早百合	令和8年7月21日	1	愛育会副会長
	よこうち りか 横内 里花	令和4年6月1日	2	食生活改善推進員会会長
	さいとう るみ 齊藤 留美	令和8年7月21日	1	食生活改善推進員会副会長
保険医または 保険薬剤師代表	かねこ さき子 金子 さき子	令和7年6月1日	1	医師
	さいとう かずま 齊藤 和磨	平成22年6月1日	8	医師
	こうの ひろき 河野 裕樹	令和元年6月1日	3	医師
	くぬぎ ひとし 功刀 仁	平成15年6月1日	10	歯科医師
	えんや すすむ 塩谷 進	令和元年6月1日	3	歯科医師
	こやま あつし 小山 篤	令和元年6月1日	3	薬剤師
被用者保険等 保険者代表	おがわ あさき 小川 朝樹	令和6年4月1日	2	山梨中央銀行健康保険組合